

# あなたの保険料が介護保険を支えています

介護保険は、40歳以上のみなさんが被保険者となって保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できるしくみです。

介護保険のサービスにかかる財源の半分は、みなさんの保険料に支えられています。安心してサービスを利用できるよう、納期限内に忘れずに納めましょう。

**あなたの保険料は？** ……65歳以上の人の保険料は、本人及び世帯の所得に応じて決まります。

所得段階	対 象 者	平成25年度 保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受けていて、世帯全員の住民税が非課税の人	29,900円
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	29,900円
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、「第2段階」以外の人	44,900円
特例 第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税が非課税で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	50,900円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税が非課税で、「特例第4段階」以外の人	59,900円
第5段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満の人	74,800円
第6段階	本人に住民税が課税されていて「第5段階」以外の人	89,800円

※40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険者ごとに額が決まります。

**保険料の未納があると？** ……65歳以上の人の納め方は、年金の額によって2種類に分かれます。

介護保険サービスを利用した場合、原則1割の自己負担でサービスを利用することができます。

しかし、今、介護の必要がないからといって、特別な理由もなく保険料の未納があると、保険料をきちんと納付している人との公平性を図るため、未納期間に応じて「給付の制限」をうけます。これにより、自己負担が大きくなるなどの影響が出ます。

必要な時に、必要なサービスを安心して利用するために、介護保険料は納期限内に納めましょう。



**みなさんに納めていただく介護保険料は、制度を運営するための大切な財源です。  
保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。**

●お問い合わせ先  
介護保険料について…町民課 ☎62-2111(内線237) / その他介護保険について…福祉課 ☎62-3436